

風水害ならびに地震発生に伴う生徒の登下校について

1 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、危険警報（大雨）の発表または避難指示が発令された場合の対応について
※対応の原則 『ただちに命を守る行動をとる』

- ①始業前に特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、危険警報（大雨）の発表または避難指示が発令された場合
- ・生徒は登校させずに自宅待機させてください。（ただちに命を守る行動をとる）
 - ・午前11時までに警報が解除された時は、安全に登校できる場合、解除後2時間の余裕をもって授業を始めます。
《8時解除なら10時授業開始》《11時以降解除なら臨時休校》
 - ・**9時までに警報が解除された場合は、通常通り給食を実施します。（9時以降に解除された場合は、原則、給食はありません。）**

- ②始業後に特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、危険警報（大雨）の発表または避難指示が発令された場合
- ・原則として、ただちに授業を中止します。
 - ・生徒の生命および安全を確保するための最善の方法をとります。（学校への留め置きや保護者への引き渡し等）
 - ・学校に留め置いた場合、生徒が安全に下校できると判断できるまでは下校させません。

2 風水害等による対応について

- ① 始業前に暴風警報または暴風雪警報が発表されている場合
- ・生徒は登校させずに自宅待機させてください。
 - ・午前11時までに警報が解除された時は、解除後2時間の余裕をもって授業を始めます。
《8時解除なら10時授業開始》《11時以降解除なら臨時休校》
 - ・**9時までに暴風警報が解除された場合は、通常通り給食を実施します。（9時以降に解除された場合は、原則、給食はありません。）**
- ②始業後に暴風警報または暴風雪警報が発表された場合
- ・原則として、直ちに授業を中止し速やかに生徒を帰宅させます。
 - ・安全に帰宅させることができない生徒は学校に待機させ、保護者に連絡するとともに、臨機応変な措置をとります。
 - ・その他、校長の判断により、その都度適切な措置をとります。
- ③登下校の途中で暴風警報または暴風雪警報が発表された場合（警報の発表を知ったり、登下校が困難になったりした時）
- ・自分の家または学校の近くで、すぐに家か学校に行けそうな時は、どちらかに行ってください。学校に到着時は学校からご家庭に連絡します。
 - ・自分の家にも学校にも行けそうなない状況の時は、近くの施設（例：農協、郵便局、寺院、公民館、支所等）に避難し、そこから自分の家に連絡してもらってください。

3 大雨洪水注意報や警報が発表された場合の対応について

- ・暴風警報又は暴風雪警報発表時以外でも大雨で道路が冠水する、風が強く通学に支障がある等、通学に危険と思われる場合は、保護者の判断でお子さんの登校は見合わせてください。その際は、**学校に連絡**してください。

4 地震等による対応について

- ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
- ・児童生徒が在校中の場合は、情報収集に努め、注意対応をとりながら、平常どおり過ごします。
 - ・児童生徒が登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機とします。指示内容については、「校支援アプリ」でお知らせします。
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
- ・児童生徒が在校中の場合は、情報収集に努め、注意対応をとりながら学校活動を継続する。
 - ・児童生徒が登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機とします。指示内容については、「校支援アプリ」でお知らせします。
 - ・発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校（必要に応じて引き渡し）や休業の措置をとることもあります。
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- ・児童生徒が在校中の場合は、学校活動を中止し、待機や引き渡しによる措置をとります。
 - ・児童生徒が在宅中の場合は、1週間の休業を基本として、児童生徒は登校させません。
- ④南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
- ・日頃からの地震への備えを再確認し、平常どおり過ごします。
 - ※その他の大規模地震（震度5弱以上）発生および沿岸地域の津波警報等が発表された場合も、上記暴風警報時における登下校と同じです。
ただし、始業後に津波警報が発令された場合は、校舎3階に生徒を待機させ、警報解除のあと、安全が確保されてから下校または保護者等引き渡しの措置をとります。また、登下校中の場合、生徒は近くの高い建物に避難します。
 - ・**上記以外のケース**での生徒の「登校・臨時休校・自宅待機」等は、「校支援アプリ」でお知らせします。
 - ・臨時休校または自宅待機の場合、生徒は自宅学習を原則とします。
 - ・伊勢市は気象予報の細分区域としては三重県「南部」に入り、更に細分すると「伊勢志摩地方」となります。「三重県全域、南部全域、伊勢志摩、伊勢志摩の一部、伊勢市」のいずれの場合も伊勢市は該当します。特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、危険警報（大雨）、暴風警報または暴風雪警報は「**伊勢市**」に発表されたとき、避難指示は原則として「**伊勢市**」の**いずれかの地域**に発表されたときに対応する。
 - ・土曜日、日曜日等の休日及び長期休業期間中の部活動等の場合も同様にご判断ください。

5 お問い合わせ

暴風警報以外の警報や注意報が出て、通学等に差し支える状況があれば、学校へご連絡ください。

港中学校（電話）36-4144

このプリントは大切に保管して下さい。